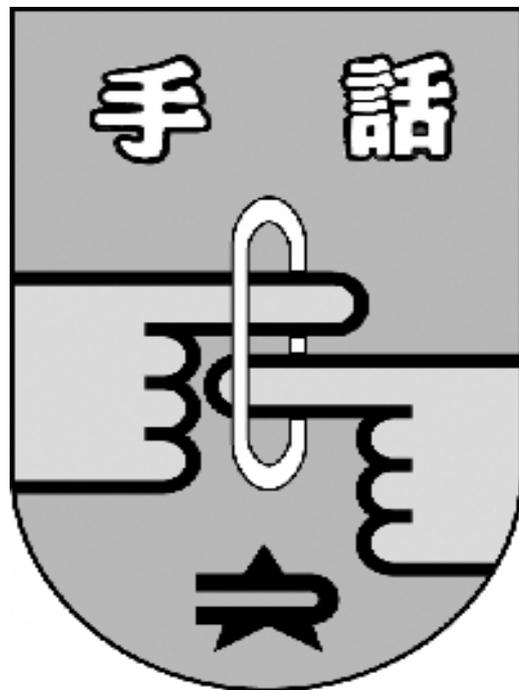


しゅわつうやく ようやくひつき  
手話通訳・要約筆記

はけんじぎょう あんない  
派遣事業のご案内



ねりまくいしそつうしえんじぎょういたくさき  
練馬区意思疎通支援事業委託先

とうきょうしゅわつうやくとうはけん  
東京手話通訳等派遣センター

FAX・TEL 03(3341)5635

メール [nerima@tokyo-shuwacenter.or.jp](mailto:nerima@tokyo-shuwacenter.or.jp)



## 1 どのような人が利用できるの？

- (1) 練馬区に住んでいて、聴覚または言語機能に障害がある方
- (2) 聴覚障害者の方で組織する団体や聴覚障害者の方の参加が見込まれる団体  
(学校を含む)

## 2 通訳種別や通訳者は希望できるの？

手話通訳か要約筆記のどちらかを選ぶことができます。手話は、練馬区登録（区）とセンター登録（都）の通訳者を選べます。要約筆記の方法は、内容により4種類の中から選ぶことができます。

## 3 どのような時に利用できるの？

聴覚障害の方の社会参加と日常生活で手話通訳や要約筆記を必要とする場合です。例えば病院の診察、学校行事、保護者会や区役所での手続きなどです。営業活動、宗教活動、政治活動に関係する場合は派遣できません。

## 4 派遣にかかる費用は？

派遣にかかる費用は、区が負担しますので利用者の負担はありません。

## 5 何回利用できるの？

通院や官公庁での手続きなどに関しては回数の制限なくご利用いただけます。

ただし、その他のことに関しては月2回までの利用制限があります。

## 6 要約筆記とは？

中途失聴者や難聴者の方を対象に、話されている内容を要約し、文字として伝えることです。

## 7 どうやって利用するの？

手話通訳・要約筆記が必要な日時が決まりましたら東京手話通訳等派遣センターへFAXか

メール、代理電話等で下記の①～⑦の内容をご連絡ください。

- |           |           |  |            |
|-----------|-----------|--|------------|
| ① お名前     | ② 通訳が必要な日 | ③ 待ち合わせ時間                                | ④ 派遣場所（住所） |
| ⑤ 待ち合わせ場所 | ⑥ 通訳内容    | ⑦ 希望（練馬の手話通訳者・東京手話通訳等派遣センターの手話通訳者・要約筆記者） |            |

### <練馬区手話通訳者派遣担当>

TEL/FAX 03-3341-5635

メール [nerima@tokyo-shuwacenter.or.jp](mailto:nerima@tokyo-shuwacenter.or.jp)

### <東京手話通訳等派遣センター 手話通訳者・要約筆記者派遣担当>

TEL 03-3352-3335 / FAX 03-3354-6868

メール (手話通訳) [haken@tokyo-shuwacenter.or.jp](mailto:haken@tokyo-shuwacenter.or.jp)

(要約筆記) [yoyaku@tokyo-shuwacenter.or.jp](mailto:yoyaku@tokyo-shuwacenter.or.jp)

### ■FAXを利用する場合

申請書の配布場所は、裏面に書いてあります。このパンフレットの間にある申請書をコピーして使うか、区のホームページからダウンロードして使っていただくこともできます。

### ■メールを利用する場合

迷惑メール対策等で「アドレス指定受信」・「ドメイン指定受信」・「メールフィルター」等のメール拒否設定をされていると受信できない場合がありますのでご注意ください。メール拒否設定についてご不明な点は、携帯電話各社の店舗等にご確認ください。

## ■ 代理電話で利用する場合

代理電話での通訳依頼の場合は、通訳依頼を受理したことをFAX またはメールでお知らせして  
いません。もし、通訳依頼ができていないか心配の場合は派遣センターにご連絡ください。

## 8 受付時間について

曜日	開所・受付業務時間
月～金	9:00～19:00
土	9:00～17:00
日・祭	お休み

※FAX・メールは24時間受信しますが、職員が対応する時間帯は上記となります。

日曜・祭日でも派遣できますので、早めに派遣センターに連絡してください。

※警察署・弁護士の手続きをするところには、東京手話通訳等派遣センター登録手話通訳者の  
名簿があります。

## 9 手話通訳者の窓口設置日

練馬区では、区役所および総合福祉事務所、障害者地域生活支援センターに手話通訳者を  
設置しています。詳しくは、各施設や区ホームページにある「手話通訳者窓口設置のご案内」  
をご覧ください。

## 聴覚に障害のある方が利用できるその他の福祉サービス一覧

サービス事項	事業内容	窓口・FAX 番号
聴覚・言語障害者のための 緊急通報 (FAX110 番、110 番 アプリシステム)	スマートフォンなどを利用して、文字や画像で警察へ通報ができます。 (事前登録が必要です)	警察庁 ※ホームページ <a href="https://www.npa.go.jp">https://www.npa.go.jp</a>
(119 番ファクシミリ通報、 緊急ネット通報)	火災や救急などを通報し消防車や救急車の要請をする場合、FAX やスマートフォンなどのウェブ機能を利用して通報することができます。 (緊急ネット通報は、事前登録が必要です)	東京消防庁 ※ホームページ <a href="https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/">https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/</a>
心身障害者福祉手当	身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1～3 度、または区の指定する難病等に該当される方は月額 15,500 円、身体障害者手帳 3 級または愛の手帳 4 度、精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方は月額 10,000 円が支給されます。ただし、年齢および所得等の制限があります。	
障 医療費助成	身体障害者手帳 1・2 級（内部障害は 3 級まで）または愛の手帳 1・2 度、精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方に、健康保険適用医療・施術の自己負担額の一部を助成します。ただし、年齢および所得等の制限があります。	練馬総合福祉事務所 03-5984-1213  光が丘総合福祉事務所 03-5997-9701
都営交通無料乗車券	本人は無料。介護者の乗車割引についてはお問い合わせください。	石神井総合福祉事務所 03-3995-1104
民営バス割引	本人・介護者ともに普通乗車券が 50%割引、定期乗車券が 30%割引となります。精神障害の方の定期乗車券の割引については各会社にお問い合わせください。なお利用路線は都内の停留所相互間。	大泉総合福祉事務所 03-5905-5277
NHK 放送受信料の全額・ 半額免除	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で世帯全員が区民税非課税の場合は全額免除。世帯主が身体障害者手帳を持っている聴覚障害者の場合は半額免除となります。	
有料道路通行料割引	全国の有料道路の一般料金が 50%割引となります。詳しくはお問い合わせください。	
ねりまタウンサイクルの 定期利用料金減額	身体障害者手帳をお持ちの方は、定期利用料金が減額されます。(1 回利用は不可)	練馬区環境まちづくり公社 03-3993-8070
区立有料自転車駐車場の 定期利用料金免除	身体障害者手帳をお持ちの方は、定期利用料金が免除されます。(1 回利用、時間利用は不可)	
タクシー料金割引	身体障害者手帳・愛の手帳を提示することにより料金が 10%割引がかかります。	東京ハイヤー・タクシー協会 03-3221-7665
相談支援等	障害のある方とその家族からの相談に応じ、情報提供や権利擁護のために必要な支援を行います。	障害者地域生活支援センター きらら(豊玉) 03-3557-2090 すてっぷ(光が丘) 03-5997-7857 ういんぐ(石神井) 03-3997-2182 さくら(大泉) 03-3925-7386

他にもサービスがあります。詳しくは『障害者福祉のしおり』または『わたしの便利帳』をご覧ください。

令和3年4月 作成

しんせいしょ かき ばしょ はいふ  
申請書は、下記の場所で配付しています。

障害者サービス調整担当課 障害調整係 練馬区役所西庁舎1階（豊玉北6—12—1）
練馬総合福祉事務所 福祉事務係 練馬区役所西庁舎2階（豊玉北6—12—1）
石神井総合福祉事務所 福祉事務係 石神井庁舎4階（石神井町3—30—26）
光が丘総合福祉事務所 福祉事務係 光が丘区民センター2階（光が丘2—9—6）
大泉総合福祉事務所 福祉事務係 ゆめりあ1・4階（東大泉1—29—1）
中村橋福祉ケアセンター 中村橋区民センター内（貫井1—9—1）

～ せいど りよう  
～ 制度のご利用にあたって ～

とうろくしゅわつうやくしゃ ようやくひつきしゃ かつどう なか りようしゃ かた じょうほう きぎょう  
登録手話通訳者・要約筆記者は、活動の中で利用者の方のプライベートな情報や企業の

ないぶきみつ おお し う じょうほう だいさんしゃ も  
内部機密などを多く知り得るため、そのような情報を第三者に漏らしてはならないという

ぎむ しゅひぎむ か とうろくしゅわつうやくしゃ ようやくひつきしゃ りようしゃ かた じょうほう  
義務（守秘義務）が課されています。登録手話通訳者・要約筆記者が、利用者の方の情報を

がいぶ も ぜったい あんしん せいど りよう  
外部に漏らすことは絶対にございませんで、安心して制度をご利用ください。

<引用>

練馬区手話通訳者派遣事業実施要領

第14条 通訳者は、通訳活動に関して知り得た個人または団体の秘密を他に漏らしてはならない。  
また通訳活動を退いた後も、同様とする。

練馬区要約筆記者派遣事業実施要領

第11条 要約筆記者は、要約筆記活動に関して知り得た個人または団体の秘密を他に漏らしては  
ならない。また要約筆記活動を退いた後も同様とする。

お問い合わせ

練馬区 福祉部 障害者サービス調整担当課 障害調整係

電話 03-5984-1456（直通） FAX 03-5984-1215

メール SHOGAISISAKU19@city.nerima.tokyo.jp